

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する条例の運用
 について（概要） 【キャリア形成プログラム概要】

- 1 義務年限期間中（6年間貸与を受けた場合は9年間）の指定業務
 義務年限期間中の指定業務は次のとおりとする。身分は指定業務に従事する医療機関の職員とし、労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

| 指定業務 | 従事期間 | 指定業務の要件 | 留意事項 |
|------|------|--|---|
| 臨床研修 | 2年 | 県内の大学病院又は県内の基幹型臨床研修病院が行う研修を受けること。 | マッチングに参加して研修先を決定する。 |
| 地域勤務 | 5年以上 | <ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関に勤務し、診療に従事すること。 臨床研修修了後、遅くとも2年目には指定医療機関での勤務を開始すること。 ただし、産婦人科を希望する者は、臨床研修修了後、直ちに専門医の資格を取得し、その後指定医療機関での勤務を開始すること。 | 指定医療機関での勤務は原則年単位とし、同一の指定医療機関で継続して勤務できる期間は原則3年までとする。 |
| 選択研修 | 2年以内 | 次の研修を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 県内の専門研修基幹施設が行う研修 県内のその他の施設が行う研修で知事が認めたもの | |

- 2 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

- (1) 義務年限期間の中断を認める事由及び期間

| 中断事由 | 中断期間 |
|---|----------|
| ①医師としての能力向上のための研修、留学、大学院入学等 ※選択研修の3年目以降は、この事由による中断となる。 | 2年以内 |
| ②育児休業、介護休業、休職、停職 | 休業等の期間 |
| ③災害、疾病その他やむを得ない事由 | 知事が定める期間 |

- (2) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準ずる。

- 3 期間の計算方法

| 区 分 | 計算方法 |
|-------------------------|---|
| 義務年限期間 | 貸与期間を1.5倍した月数（1月未満の端数は切り上げ） |
| 指定業務の従事期間 | 指定業務の開始日の属する月から終了日の属する月まで |
| 義務年限の中断期間 | 当該期間の開始日の属する月から終了日の属する月まで |
| 育児短時間勤務 （地方公務員育児休業法） | 指定業務の従事期間（1月未満の端数は切り上げ）＝ 育児短時間勤務の月数×週の実勤務の時間数／週の通常の勤務時間数 |

- 4 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院入学は差し支えない。

<参考例>

開始

終了

| 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|------|-----|------|-----|------|-----|--------------|------|-----|------|
| 臨床研修 | | 地域勤務 | | 選択研修 | | 選択研修 【中断】 | 地域勤務 | | |